

明石市と神戸学院大学との連携協力に関する協定書

明石市と神戸学院大学は、今後、具体的な連携協力を推進するにあたり、下記のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、明石市と神戸学院大学が包括的な連携のもと、まちづくりの各分野で協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携協力事項)

第2条 明石市と神戸学院大学は、下記事項について連携協力する。

- (1) 市と大学の人的・知的資源の交流
- (2) 市と大学の協働による調査研究及び事業の実施
- (3) 市主催又は大学主催事業に対する相互の協力・支援
- (4) その他両者が協議して必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の1ヶ月前までに、明石市と神戸学院大学のいずれからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第4条 この協定書に定めるもののほか、連携協力の具体的な取組事項等については、明石市と神戸学院大学が協議して別に定める。

本協定の証として本協定書を2通作成し、署名捺印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成17年4月16日

明石市長

北口 寛人

神戸学院大学長

眞弓 忠恵